

じゅうようじこうせつめいしょ  
重要事項説明書

(2024年 4月 1日現在)

## 1 事業者の概要

名称	社会福祉法人あけぼの福祉会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	東京都府中市寿町3-3-6
電話番号	042-367-0640
代表者氏名	理事長 石崎 朝世
法人の沿革・特色	どんなに障害が重くても働く事を通して社会に参加し、また仲間と共に地域の中で豊かな人生をおくる事ができるように支援する。
法人が所有する事業所の種類・数	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定生活介護事業 府中共同作業所</li><li>・ 相談支援事業 地域生活支援センターあけぼの</li><li>・ 指定生活介護事業 府中生活実習所</li><li>・ 短期入所事業 府中生活実習所短期入所事業</li><li>・ 短期入所事業 あけぼのショートステイ</li><li>・ 就労継続B型事業 ワークセンターこむたん</li><li>・ 生活介護事業 ワークセンターこむたん</li><li>・ 共同生活援助事業 グループホームあけぼの</li><li>・ 訪問介護事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業 ホームヘルプステーションきぼう</li></ul>

## 2 事業所の概要

事業所の名称	ホームヘルプステーションきぼう
事業所の所在地	東京都府中市寿町3-9-11 山上ビル1階
事業所の電話番号	042-352-0630

サービス提供地域	府中市・調布市
サービス提供日・時間	365日 24時間
事業所営業日・時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
事業所番号	1312900051 (2006年10月1日指定)
運営方針	障害者(児)および高齢者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたり援助を行う。
自己評価の実施状況	年1回の実施予定
第三者評価の実施状況	行っていません
職員の研修の実施状況	年2回実施

### 3 事業所の職員体制 (令和4年1月1日現在)

職種	常勤 (人)	非常勤 (人)	合計員数 (常勤換算)	資格など
管理者	1		1	兼任
サービス提供 責任者	3		3 (3)	介護福祉士・社会福祉士 実務者研修・管理者兼任
居宅介護員	3	23	19 (8)	介護福祉士・ヘルパー2級 初任者研修・実務者研修
事務員	1		1	管理者兼任

### 4 主たる対象者

身体障害者・知的障害者・障害児・高齢者
---------------------

## 5 サービスの内容

### ①身体介護

入浴介助	入浴や清拭を行います
排泄介助	排泄の介助やオムツ交換を行います
食事介助	食事の介助を行います
通院介助	通院が困難な方の付き添き、車いす等の介助をします

※医療行為は行いません

※入院中等の介助は制度外となります

### ②生活援助

調理	利用者の食事の準備を行います
衣類の洗濯	利用者の衣類などの洗濯を行います
買い物	利用者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います

※利用者以外の掃除、洗濯、調理は原則行いません（例：家族の洗濯など）

※日常生活範囲外の家事は原則行いません（例：大掃除、家具の配置換え、草取りなど）

### ③その他のサービス

介護などの相談	必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上の相談や助言を行います
---------	---------------------------------------

## 6 利用料金

- (1) 厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法廷代理受領サービス であるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します（重要事項説明書別紙参照）。

※事業者が利用者に代わり区市町村から受領した金額については、利用者に通知します。

### (2) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所のホームヘルパーがお伺いするための交通費は、利用者にご負担いただきます。

### (3) キャンセル料

サービスの中止（キャンセル）の場合は、重要事項説明書別紙に基づきキャンセル料金をお支払いいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合 →無料
- ・ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合 →無料
- ・ご利用の12時間前までにご連絡いただかなかった場合 →重要事項説明書別紙に定めた金額

#### (4) その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

#### (5) 支払い方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月末日までに請求しますので、翌20日までにお支払いください。支払いは、原則として振込み・窓口でお願いします。

\* 振込手数料は利用者のご負担となります。

### 7 サービスの利用に関する留意事項

#### (1) ホームヘルパーについて

①サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族などに対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

②利用者から特定のホームヘルパーを指名することは出来ませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等にご遠慮なくご相談下さい。

#### (2) サービス提供について

サービスは「訪問介護計画」に基づいて当事業者が行ないます。実施に関する指示、命令はすべて当事業者が行ないますので、利用者はサービスの変更、依頼が生じた場合は当事業者へご連絡下さい。実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向などについて、十分に配慮します。

#### (3) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行ないません。

- ①医療行為
- ②利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③利用者もしくはその家族からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ご契約者の家族などに対するサービスの提供
- ⑤飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行なう場合は除きます。）

⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者の生命又は身体を保護する為、緊急のやむを得ない場合を除く）

⑦その他利用者もしくはその家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

#### (4) その他

①大雨・大雪・暴風など警報の発表が予測される場合、サービスの提供を中止させていただくことがあります。

②訪問時の移動事情により、サービスの提供開始時間に間に合わない場合があります。

### 8 サービスの終了

(1) 利用者が当事業者に対し30日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

(2) 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

(3) 利用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が当事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

(4) 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(5) 次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

①利用者が施設に入所した場合

②利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

③利用者が亡くなった場合

### 9 契約の解除

当重要事項に反した場合は契約を解除させて頂く場合があります。

### 10 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ず

るほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて別紙「緊急対応について」の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

#### 当事業所への緊急時の連絡

連絡先	ホームヘルプステーションきぼう（事務所）
営業時間	月曜～金曜 9:00～17:00
電話番号	042-352-0630
営業時間外	042-352-0630

### 11 この契約に関する苦情・相談窓口

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

#### 当事業所ご利用相談・苦情窓口

常設窓口担当者	片山 敦司（サービス提供責任者）	
苦情解決責任者	森永 幸男（管理者）	
法人理事会 苦情解決担当者	2名	
電話番号	042-352-0630	
受付時間	月曜～金曜 9:00～17:00	

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	府中市役所介護保険担当	調布市役所高齢者支援室介護保険担当
電話番号	042-335-4470	042-481-7321
受付時間	平日 8:30～17:00	平日 8:30～17:00

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金 9～17時

## 12 虐待の防止

当事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に該当する措置を講じるよう努めます。

- ① 当事業所における虐待防止のための対策の検討を行います。
- ② 当事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ ホームヘルパーに対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

虐待防止担当者 菊池 里美

年 月 日

訪問介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者名 社会福祉法人あけぼの福祉会  
ホームヘルプステーションきぼう  
代表者名 森永 幸男  
サービス提供責任者 印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける訪問介護の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所) 府中市

(TEL)

(氏名)

印

(代理人または立会人等)

(住所) 府中市

(TEL)

(氏名)

印